

証券コード 9258

(発送日) 2024年12月5日

(電子提供措置開始日) 2024年11月29日

株主各位

東京都港区芝浦四丁目13番23号
株式会社 C S - C
代表取締役社長 梶原 健

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://s-cs-c.com/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「C S - C」又は「コード」に当社証券コード「9258」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年12月19日（木曜日）午後6時15分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていた
だき、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コー
ド」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を行
使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権
行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご
返送ください。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2024年12月20日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都港区芝浦三丁目12番7号
住友不動産田町ビル 3階
ベルサール田町 ROOM 2
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第13期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告及び
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 定款一部変更の件 |
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬
(業績条件型譲渡制限付株式報酬) の付与のための報酬決定の件 |
| 第6号議案 | |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次にあげる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
 - ・計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」従いまして、当該書面に記載しています計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

四

2024年12月20日 (金曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時30分)



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年12月19日(木曜日)
午後6時15分到着分まで



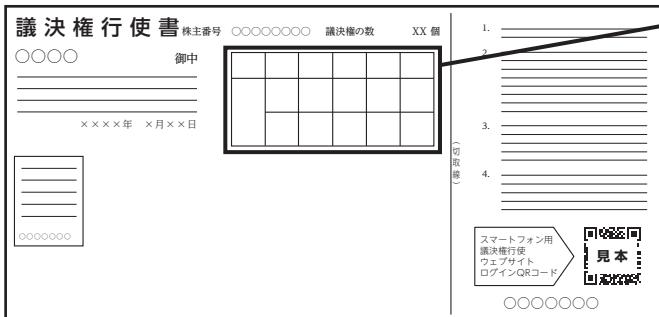
インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否を
をご入力ください。

行使期限

2024年12月19日 (木曜日)
午後6時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



▶ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4、5、6号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

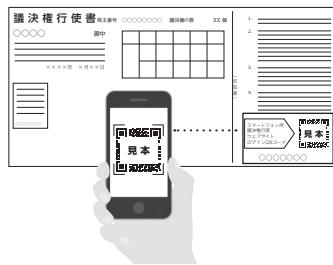
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

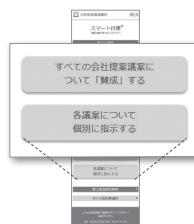
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法等が
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

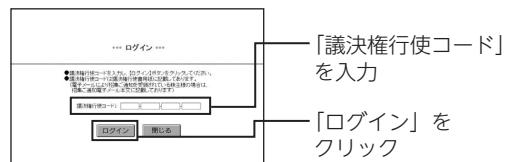
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

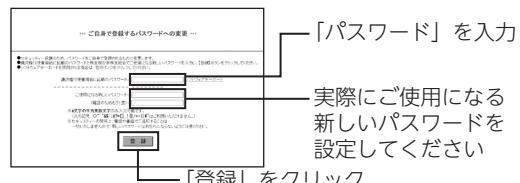
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2023年10月1日から)
2024年9月30日まで

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度（2023年10月1日から2024年9月30日まで）において、当社のクライアントが属するローカルビジネス(*1)業界においては、歴史的な円安を背景に、訪日外国人数が新型コロナウィルス感染拡大前の2019年を超える水準で推移しており、宿泊・飲食サービス業を中心にインバウンド市場が活況を呈しています。しかし、地政学リスクの高まりや円安による物価上昇、従業員不足解消のための人員費高騰などが運営コストを圧迫し、依然として先行きは不透明な状況が続いています。

このような状況の中、ローカルビジネス業界では、売上・利益の拡大のためにインバウンド客を積極的に取り込むことや、慢性的な人手不足を解消する手段のひとつとしてDX(*2)化を進め生産性の向上を図ることが急務となっています。

ローカルビジネスの活性化を通じて日本経済全体の活性化を目指す当社は、これらの課題解決に寄与すべく、採算確保に貢献するマーケティングツールや、BPO(*3)による省人化サービス等を提供しております。

当事業年度においては、「C-mo」の継続的なバージョンアップに加え、2023年10月にトラベル業界（旅館・ホテル等の宿泊施設）向けサービスの本格展開や、2024年4月にインバウンド客向け飲食店・食体験多言語予約サービス「JAPAN FOOD GUIDE」のリリースを行いました。さらに、事業部制への組織改編による営業力及びサポート体制の強化、アライアンス先の拡大や関係性の強化を通じてビジネスの拡大を図ってまいりました。それらが奏功し、2024年9月末時点の契約店舗数は6,214店舗、ストック売上高は1,974百万円となりました。

また、当事業年度の経営成績は、「C-mo Pro travel」の売上高が堅調に推移し前事業年度と比べて増収した一方で、成長促進のための人员費や採用関連費等のコストが増加したことにより減益となった結果、売上高2,725,676千円（前事業年度比12.3%増）、営業損失4,671千円（前事業年度は営業利益222,412千円）、経常損失3,907千円（前事業年度は経常利益224,104千円）、当期純損失9,347千円（前事業年度は当期純利益147,901千円）となりました。

なお、当期末の剰余金の配当につきましては、今後現行事業及び新規事業の展開に向けた投資を行うことにより、収益の安定性を高め、経営基盤の強化を図っていく必要があると考えていることから、無配とさせていただきます。株主様のご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

用語解説

(*1)ローカルビジネス

飲食店、美容室・美容サロン、旅館・ホテルなど地域に根差した店舗ビジネスの総称。

(*2)DX

デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation) の略。

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

(*3)BPO

ビジネス・プロセス・アウトソーシング (Business Process Outsourcing) の略。
自社の業務を外部に委託すること。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は218,285千円であり、ソフトウェアの開発費は181,385千円あります。

また、当事業年度において重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第10期 (2021年9月期)	第11期 (2022年9月期)	第12期 (2023年9月期)	第13期 (当事業年度) (2024年9月期)
売上高(千円)	1,907,963	2,182,083	2,428,016	2,725,676
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	168,278	243,296	224,104	△3,907
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	118,023	148,516	147,901	△9,347
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	23.60	24.17	22.50	△1.42
総資産(千円)	1,041,154	2,631,321	2,775,129	2,896,045
純資産(千円)	588,748	2,152,235	2,302,114	2,298,233
1株当たり純資産(円)	117.46	327.44	349.95	348.28

- (注) 1. 当社は、2021年8月16日開催の取締役会決議により、2021年9月1日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 第11期の期首より、当社は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「かかわる“C”(*4)に次のステージを提供し、笑顔になっていただく」をミッションに、「マーケティング、テクノロジー、コンサルティングスキルを武器とし、ローカルビジネスの活性化を通じて、消費者に日々の楽しみを提供し、店舗、街・地域、国が活性化されている状態。」「公益資本主義(*5)の浸透により、ビジネスと社会貢献が両立する世界が確立している状態。」の2つのビジョンを掲げ、世界をよりステキに、より笑顔にすることに貢献し、たくさんの「ありがとう」を生み出し続ける会社になることを目指しております。

当社のクライアントが属するローカルビジネス業界においては、歴史的な円安を追い風に、宿泊・飲食サービス業を中心にインバウンド需要が活況を呈しているものの、物価上昇や人件費高騰など利益を圧迫する要因が残り、先行きは依然として不透明な状況です。

このような状況の中、ローカルビジネス業界では、売上・利益の拡大や、慢性的な人手不足を解消する手段のひとつとして、DX化を進め生産性の向上を図ることが急務ではあるものの、ローカルビジネス業界は中小企業が多く、資本力・人材・ノウハウ不足によりDX化が遅れているという課題を抱えております。

用語解説

(*4)かかわる“C”

CLIENT (クライアント)、COUNTRY・COMMUNITY (国・地域)、CONSUMER (消費者)、CHILDREN (子供たち) を指す。

(*5)公益資本主義

世の中の不均衡を是正することを目的とし、会社経営で得た利益の一部を社会の課題解決へ再配分するという考え方。

当社におきましては、上記の環境を認識した上で、これらのビジョンを具現化するため、以下の課題に取り組む所存であります。

① 既存事業の収益の拡大

現事業の持続・発展のためには、継続的なサービスの改善、安定的なサービスの提供、クライアント企業との信頼性の向上が必須であると考えております。

「C-mo Pro」については、コンサルタントの接遇面・技術面での教育体制強化によるサービス品質の向上や、グルメ、ビューティー、トラベル以外の他業界への積極的なサービスの横展開等により、収益の拡大を図ってまいります。

また、「C-mo」については、継続的なシステムの機能強化・改善・改良を実施するとともに、増加するクライアント企業へのサポートの体制づくりが必須であるため、カスタマーサクセス（「C-mo」サポート担当）の積極的な教育体制強化及び採用活動を実施してまいります。

② 新規事業及び新規サービスによる収益基盤の拡大

当社は、急激な経営環境の変化に対応し、競合他社に比して更なる収益拡大を図るために、事業規模の拡大と新たな収益源の確保が必須であると考えております。このために、クライアント企業及び消費者の潜在需要をいち早く読み取り、新規事業及び新サービスの開発に積極的に取り組むことで、更なる収益基盤の拡大を図ってまいります。

③ 知名度の向上

当社は、収益基盤強化のため、SaaS型統合マーケティングツール「C-mo」及びコンサルティング×アウトソーシングサービス「C-mo Pro」の知名度の向上を図ることが必要であり、知名度の向上は新規の顧客開拓や優秀な人材の確保に寄与するものと考えております。当社は、イベントへの出展、自社ホームページをはじめとした様々なメディアを使った情報発信を強化することにより、今まで当社のサービスを知り得なかった顧客にまで情報を届け、業界内における確固たる地位が確立できるよう、当社及び当社サービスの知名度向上を目指してまいります。

④ 人材の確保

当社が今後更に事業を拡大していくためには、優秀な人材の確保と育成が必要不可欠であると考えております。当社といたしましては、採用における競争力の強化を図るために、魅力ある職場環境を構築いたします。従業員の能力やモチベーション向上に資するため、教育研修制度の強化、福利厚生の充実、人事制度の整備・運用を進めてまいります。

⑤ システムのセキュリティ管理体制と安定化

当社の展開する事業は、デジタルマーケティングに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持・構築・整備を継続的に進めてまいります。

また、クライアントの増加や新規事業等に伴うアクセス数の増加に備え、サーバー設備の増強や負荷分散を推進する等の対策が必要となります。当社は、これら対策の重要性を認識したうえで、今後も継続的な維持管理を行い、システムの安定化に取り組んでまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社が更なる事業拡大、継続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化と、確固たる内部管理体制の構築を通じて業務の標準化と効率化の徹底を図ることが重要であると考えております。当社といたしましては、健全な企業経営に不可欠なコンプライアンス意識を醸成するべく、制度が従業員に十分浸透し定着するよう、継続的な取り組みを推進してまいります。

また、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

⑦ グローバル展開への対応

当社は、今後の収益拡大を目指す上で、グローバルな事業展開への対応が必要不可欠であると考えております。グローバルな事業展開を本格化する上で、諸外国におけるマーケティング手法の確立に努めるべく、現地の需要を調査し、必要に応じてコンサルティング会社を利用することや、M&Aを行うことを検討しており、日本国内にとどまらない、事業展開を積極的に実施してまいります。

⑧ 財務上の課題

財務基盤の安定性を維持しながら、様々な事業上の課題を解決するための事業資金を確保し、また、新たな事業価値創出のために機動的な資金調達を実行できるよう、内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを模索していくことが、財務上の課題であると認識しております。

(5) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

当社はローカルビジネスDX事業の単一セグメントであり、主力サービスである「C-mo」「C-mo Pro」のほか、「デジタル広告」「JAPAN FOOD GUIDE」をあわせた4つのサービスを中心に展開しております。

サービス区分	サービス内容
C-mo	ニーズ調査から新規客獲得、固定客化に必要な機能がワンストップで備わっており、デジタルマーケティングに掛かる作業工数削減と集客力アップを同時に実現する「SaaS型統合マーケティングツール」
C-mo Pro	デジタルマーケティングに係るプラン策定から、作業代行、効果検証まで、専属コンサルタントが店舗のマーケティングを一気通貫でトータルサポートする「コンサルティング×アウトソーシングサービス」
デジタル広告	クライアントの集客力アップや企業のブランド認知度向上につながる、Google広告やYahoo!広告、SNS広告等の「広告運用代行サービス」
JAPAN FOOD GUIDE	インバウンド客の送客を通じて、クライアント店舗の客数と客単価向上を実現し、売上アップを支援する「インバウンド客向け飲食店・食体験予約サービス」

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年9月30日現在)

本 社	東京都港区
大 阪 支 社	大阪府大阪市中央区

(7) 使用人の状況 (2024年9月30日現在)

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
174 (63) 名	19名増 (18名増)	31.6歳	3.5年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社はローカルビジネスDX事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	5,018千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,598,800株

- (注) 1. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により、発行済株式の総数は26,000株
増加しております。
2. 発行済株式の総数には、自己株式41株が含まれております。

(3) 株主数 2,367名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社スマイルプラス	3,000,000株	45.46%
帽原 健	1,353,000株	20.50%
光通信株式会社	438,200株	6.64%
内藤 征吾	113,800株	1.72%
MSIP CLIENT SECURITIES	107,100株	1.62%
株式会社SBI証券	88,900株	1.35%
株式会社スペース紙化	62,000株	0.94%
CS-C従業員持株会	40,900株	0.62%
MLI STOCK HOLDING	34,502株	0.52%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	26,400株	0.40%

(注) 持株比率は自己株式(41株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く。）	14,000株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. 会社役員の状況 (5) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	帽 原 健	株式会社スマイルプラス 代表取締役
取締役	森 田 大 輔	ローカルビジネス事業本部長
取締役	宇 田 川 政 幸	開発本部長
取締役	林 宏 一	管理本部長
取締役	向 田 光 裕	経営戦略本部長
取締役	福 田 貴 史	グランディール株式会社 代表取締役 株式会社ビジュアライズ 社外監査役 株式会社GIG 取締役 株式会社グローバー 取締役 株式会社Gugenka 取締役
常勤監査役	金 田 一 喜 代 美	平安レイサービス株式会社 社外監査役 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 非常勤監事

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
監査役	中山 茂	TM I 総合法律事務所 弁護士 Atlas Technologies株式会社 社外監査役
監査役	山 口 満	株式会社山口 取締役 CPAパートナーズ株式会社 代表取締役 山口公認会計士事務所 所長 株式会社CureApp 社外監査役 TAXパートナーズ税理士法人 代表社員 株式会社Matchbox Technologies 社外監査役 株式会社遺伝子治療研究所 社外監査役 エクスコムグローバル株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役福田貴史氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役金田一喜代美氏、監査役中山茂氏、山口満氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役金田一喜代美氏及び監査役山口満氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ・常勤監査役金田一喜代美氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・監査役山口満氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 監査役中山茂氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2023年12月22日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって、河野圭介氏は取締役を辞任いたしました。
6. 2024年10月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。
- ・森田大輔氏は、ローカルビジネス事業本部長から第二事業本部長 兼 事業推進本部長に就任いたしました。
 - ・宇田川政幸氏は、開発本部長からテクノロジー本部長に就任いたしました。
7. 当社は、社外取締役福田貴史氏、常勤社外監査役金田一喜代美氏、社外監査役中山茂氏、社外監査役山口満氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2024年9月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	河 野 圭 介	営業推進部長
執行役員	石 黒 博 和	トラベル事業部長
執行役員	庄 子 素 史	事業開発本部長
執行役員	金 城 一 樹	管理部長 兼 経理部長
執行役員	戸 所 岳 大	グルメ事業部長 兼 ビューティー事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、当該限定責任が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務執行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の全取締役及び全監査役であります。当該保険契約の保険料は全て当社が負担しており、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金等を当該保険契約により填補することとしておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由を設けております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2019年9月25日開催の臨時株主総会決議により、取締役の報酬等の上限は年額200,000千円（当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名）、監査役の報酬額の上限は年額50,000千円（当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名）としております。

また、上記報酬のほか、2023年12月22日開催の第12期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式を割り当てるための金銭報酬債権に係る報酬枠（年額）を90,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点における取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等につきましては、取締役会の決議により、代表取締役社長樋原健に一任しております。代表取締役社長に一任している理由は、当社の企業規模、業績等を勘案し、代表取締役社長に一任することが適切であり、また、専権事項であるとの認識によるものであります。

代表取締役社長は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各取締役の職位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し、個人別の支給額を決定しております。社外取締役については、当社の期待する役割・職務、当該社外取締役の有する専門性や知見を踏まえ、また、同じく独立役員として届け出している社外監査役とのバランスも考慮して決定しております。

なお、取締役の報酬は現金による固定報酬として支給しており、業績連動報酬は採用しておりません。

また、取締役の譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）は、当社の取締役が、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、各取締役への割当株式数は、取締役会において決定するものとしております。

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

今後の予定としましては、役員報酬の透明性を高めるため、任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、役員報酬決定プロセスを定める予定であります。取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、任意の指名・報酬諮問委員会が取締役会にて答申した取締役の報酬体系、及び報酬決定の方針に基づき決定を行う予定であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長である樋原健に対し、各取締役の担当部門の役割、業績等を踏まえた賞与の評価配分基本報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社の企業規模、業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績運動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	100,767 (3,000)	99,762 (3,000)	—	1,004 (-)	7 (1)
監査役 (うち社外監査役)	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	112,767 (15,000)	111,762 (15,000)	—	1,004 (-)	10 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当社は、業績運動報酬等を支給しておりません。
3. 取締役の報酬等の額には、2023年12月22日開催の第12期定時株主総会の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
4. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式の付与のために支給した金銭報酬債権の総額に係る当事業年度中の費用計上額であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役福田貴史氏は、グランディール株式会社の代表取締役、株式会社ビジュアライズの社外監査役、株式会社GIGの取締役、株式会社グローバーの取締役、株式会社Gugenkaの取締役であります。当社との間には特別な関係はありません。

常勤社外監査役の金田一喜代美氏は、平安レイサービス株式会社の社外監査役、国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構の非常勤監事であります。当社との間には特別な関係はありません。

社外監査役中山茂氏は、TMJ 総合法律事務所の弁護士及びAtlas Technologies株式会社の社外監査役であります。当社は、TMJ 総合法律事務所に顧問弁護士業務を依頼しております。Atlas Technologies株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

社外監査役山口満氏は、株式会社山口の取締役、CPAパートナーズ株式会社の代表取締役、山口公認会計士事務所の所長、株式会社CureAppの社外監査役、TAXパートナーズ税理士法人の代表社員、株式会社 Matchbox Technologiesの社外監査役、株式会社遺伝子治療研究所の社外監査役、エクスコムグローバル株式会社の社外監査役であります。当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
社外取締役 福田 貴史		当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席しました。様々な企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに取締役会において、適宜、必要な発言を行っておりま
社外監査役 金田一 喜代美		当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席しました。税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。
社外監査役 中山 茂		当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会12回の全てに出席しました。弁護士という立場で企業法務の観点から、また、多くの企業の経営相談に携わった経験をもとに取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。
社外監査役 山口 満		当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会12回の全てに出席しました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うほか、監査役会において、監査結果の意見交換、監査役の職務執行に関する重要事項について協議を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,970千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,970千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止

3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止

3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、決議書、その他取締役の職務の執行に係る情報について、「文書管理規程」に従い、情報類型毎に保存期間・保存方法・保存場所を定め、文書又は電磁的記録の方法により閲覧可能な状態で、適切に管理を行う。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 業務遂行に伴うリスクのうち当社の経営に重大な影響を及ぼし得る主要なリスク（知的財産権、情報、訴訟事件等）について、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、個々のリスク管理に係る体制及びこれらのリスクを統合し管理する体制を整備する。
- b. 「リスク・コンプライアンス規程」に有事対応体制について定め、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続及び早期復旧の実現を図り、かつ経営基盤の安定と健全性の確保を図る。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- b. 当社の取締役の職務分担及び担当部門の分掌業務及び職務権限を適切に配分する。
- c. 当社の重要な業務執行に関する事項について取締役間及び部門長会議で協議し、取締役会の審議の効率化及び実効性の向上を図る。

④ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備する。

- a. 当社は、当社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、当社に適用するリスク・コンプライアンス規程等を定め、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築する。
- b. 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認する。

- c. 「リスク・コンプライアンス規程」に当社のリスク管理に関する規定を定め、リスク管理に対する役職員に対する周知徹底及び全社横断的な調査・監督指導を行う。
 - d. リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる重要決定事項の通達、実務上の課題の洗い出し並びに問題点の検討を行うとともに、日常的な啓蒙活動等を通じて、全社的なコンプライアンス活動を推進する。
 - e. 財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の整備を行う。
 - f. 役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の使用人の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとする。
- ⑥ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 当社の取締役及び使用人は、監査役及び監査役会に対して、法定の事項に加え次に定める事項を報告する。
 - (a) 会社経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項
 - (b) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - (c) 重大な法令・定款違反
 - (d) その他コンプライアンス上重要な事項
- 当社は、当該報告を監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- b. 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、意見を表明する。
 - c. 監査役及び監査役会は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも取締役及び使用人に報告を求めることができるほか、取締役及び使用人から個別に職務執行状況を聴取することができる。

- d. 監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、又はその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告する。
- ⑦ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当社は請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
- ⑧ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役は、監査役の業務の遂行にあたり、本社各部門及び支店に立ち入り、重要な取引先等の調査、また、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する。
 - b. 監査役は必要に応じて各種会議、打合せ等に出席することができる。
 - c. 監査役会は監査内容について情報交換を行うため、内部監査人及び会計監査人と連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社のリスク管理の方針を「リスク・コンプライアンス規程」に定め、業務の適正を確保するための体制を構築するとともに、当社の内部監査部門による内部監査規程に基づく監査を実施することにより、当社の業務の適正を確保しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の支配に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,184,468	流動負債	597,812
現金及び預金	1,870,317	買掛金	125,736
売掛金	255,086	1年内返済予定の長期借入金	5,018
前払費用	50,221	未払金	270,166
その他の	25,155	未払消費税等	22,102
貸倒引当金	△16,311	契約負債	154,635
固定資産	711,577	預り金	17,912
有形固定資産	55,973	その他の	2,241
建物	54,592	固定負債	—
工具、器具及び備品	1,380	負債合計	597,812
無形固定資産	415,849	純資産の部	
ソフトウエア	385,894	株主資本	2,298,233
ソフトウエア仮勘定	29,954	資本金	761,916
投資その他の資産	239,754	資本剰余金	761,972
関係会社株式	60,000	資本準備金	711,972
敷金及び保証金	94,634	その他資本剰余金	50,000
繰延税金資産	19,441	利益剰余金	774,362
その他の	65,677	その他利益剰余金	774,362
		繰越利益剰余金	774,362
		自己株式	△18
		純資産合計	2,298,233
資産合計	2,896,045	負債・純資産合計	2,896,045

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,725,676
売 上 原 価	1,200,237
売 上 総 利 益	1,525,438
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,530,110
営 業 損 失	4,671
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	212
販 売 協 賛 金	167
違 約 金 収 入	272
法 人 税 等 還 付 加 算 金	301
そ の 他	147
営 業 外 費 用	1,100
支 払 利 息	336
経 常 損 失	3,907
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,977
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,829
税 引 前 当 期 純 損 失	3,759
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,301
法 人 税 等 調 整 額	1,286
当 期 純 損 失	5,588
	9,347

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

招集
ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

2024年11月20日

株式会社CS-C

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石上 卓哉	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村 知弘	印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CS-Cの2023年10月1日から2024年9月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と、適時オンライン会議等のリモート監査手法を活用しながら意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において事務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から、当該内部統制の整備運用状況と評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に関わる事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 追記事項

該当事項はありません。

2024年11月20日

株式会社CS-C監査役会

常勤監査役 金田一 喜代美 
(社外監査役)

監査役 中山 茂 
(社外監査役)

監査役 山口 満 
(社外監査役)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監査・監督機能をより一層強化し、ガバナンス機能の更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、当社がコーポレート・ガバナンスの基本として位置付けている経営の効率化、健全化、透明性を更に高めることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に係る規定の新設など、所要の変更を行うものであります。
- (2) 今後の事業内容の拡大に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものです。
- (3) 資本政策及び配当政策の実施を機動的に行うことができるよう、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする規定を新設するものです。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 (省略)	第2条 (現行どおり)
1. (省略)	(1) (現行どおり)
2. (省略)	(2) (現行どおり)
3. (省略)	(3) (現行どおり)
4. (省略)	(4) (現行どおり)
5. (省略)	(5) (現行どおり)
6. (省略)	(6) (現行どおり)
7. (省略)	(7) (現行どおり)
8. (省略)	(8) (現行どおり)
9. (省略)	(9) (現行どおり)
(新 設)	(10) 飲食店の経営及び飲食店経営の受託
(新 設)	(11) 飲食店、物販店等各種店舗開発の企画及び経営コンサルティング
(新 設)	(12) 国内及び海外のフランチャイズチェーンシステムによる飲食店の経営、並びにフランチャイズチェーン店の加盟募集及び加盟店の指導業務
(新 設)	(13) 有料職業紹介事業
(新 設)	(14) 労働者派遣事業
(新 設)	(15) 人材の育成、職業適性、能力開発を目的とする教育及びカウンセリング

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(16) 就職情報の提供及び求人・採用活動に関するコンサルティング
(新 設)	(17) 特定技能外国人の登録支援に関する事業
(新 設)	(18) 人事労務管理及び福利厚生に関する事業
(新 設)	(19) 各種情報収集及び提供、並びに求人求職情報の企画開発及びそのシステムの開発、運用
(新 設)	(20) 企業情報、人材情報に関する各種情報提供業、各種媒体の企画制作及び販売
(新 設)	(21) 不動産売買・賃貸・所有・管理及び仲介業務
(新 設)	(22) 不動産活用に関するコンサルティング業務
(新 設)	(23) 各種保険代理業務
(新 設)	(24) 各種不動産の賃貸借、割賦販売を含む売買、リース及び保守管理
(新 設)	(25) 古物営業法に基づく古物商
(新 設)	(26) 有価証券の取得及び保有並びに投資事業組合財産の運用及び管理
(新 設)	(27) 貸金業、金銭の貸付け、融資
10. (省略)	(28) (現行どおり)
第3条 (省略)	第3条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(機関)	(機関)
第4条 (省略)	第4条 (現行どおり)
(1) (省略)	(1) (現行どおり)
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u> (削除)
(3) <u>監査役会</u>	(3) (現行どおり)
(4) (省略)	
第5条 (省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11条 (省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第13条 (省略)	第12条～第13条 (現行どおり)
<u>(召集権者及び議長)</u>	<u>(招集権者及び議長)</u>
第14条 (省略)	第14条 (現行どおり)
(2) (省略)	(2) (現行どおり)
第15条～第18条 (省略)	第15条～第18条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数) 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。	(員数) 第19条 当会社の取締役 <u>（監査等委員である取締役を除く。）</u> は、10名以内とする。 ② <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(新 設)	
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。	(選任方法) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
②～③ (省略)	②～③ (現行どおり)
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の <u>締結</u> の時までとする。	(任期) 第21条 取締役 <u>（監査等委員である取締役を除く。）</u> の任期は、選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新 設)	(削 除) ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。</u>
(新 設)	

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u> の中から代表取締役を選定する。
② 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	② 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u> の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
第23条 (省略) ② (省略)	第23条 (現行どおり) ② (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第25条～第26条 (省略)	第25条～第26条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
(取締役会の議事録)	(取締役会の議事録)
<p><u>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>第28条 (省略)</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><u>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p><u>第29条 (現行どおり)</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p><u>第30条 (省略)</u></p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p><u>第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p><u>第31条 (現行どおり)</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(選任方法)</u>	
第32条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>	(削) 除
② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削) 除
<u>(任期)</u>	
第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</u>	(削) 除
② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削) 除
<u>(常勤の監査役)</u>	
第34条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削) 除
<u>(監査役会の招集通知)</u>	
第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</u>	(削) 除
② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削) 除

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の決議の方法)</u> 第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削) 除
<u>(監査役会の議事録)</u> 第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>	(削) 除
<u>(監査役会規則)</u> 第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(削) 除
<u>(報酬等)</u> 第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削) 除
<u>(責任免除)</u> 第40条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削) 除

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第41条～第42条 (省略) (報酬等) 第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第37条～第38条 (現行どおり) (報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計算	第7章 計算
第44条 (省略)	第40条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関)
(新 設)	第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
(剰余金の配当の基準日) 第45条 (省略) (新 設) ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第42条 (現行どおり) ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(配当金の除斥期間) <u>第47条</u> (省略) (新 設)	(配当金の除斥期間) <u>第43条</u> (現行どおり) ② <u>未払いの剰余金の配当には利息を付けない。</u>
(新 設)	<u>附 則</u>
(新 設)	(監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第1条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第13期定時株主総会終結前の行為に関して、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営強化のため1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数 (2024年9月30日時点)
1	すがのはら たけし 菅原 健 (1976年11月4日)	2001年4月 スターフューチャーズ証券株式会社入社 2002年12月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2006年6月 株式会社VLe（現 株式会社VLeライナック）出向 2011年10月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2014年4月 株式会社CPR設立 2018年8月 株式会社スマイルプラス設立 代表取締役（現任）	4,353,000株

【取締役候補者とした理由】

菅原健氏は、創業者で代表取締役社長として、経営全般統括の任務を通じ、ローカルビジネスへの活性化に対する豊富な知見を有しております。また、当社経営トップとしての豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行力を有しており、会社の継続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断しております。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数 (2024年9月30日時点)
2	もりた だいすけ 森田 大輔 (1984年8月18日)	<p>2005年4月 和泉自動車販売株式会社入社</p> <p>2007年4月 株式会社光通信入社</p> <p>2009年6月 SBMグルメソリューションズ株式会社 (現 株式会社EPARK) 出向</p> <p>2011年3月 e-まちタウン株式会社転籍</p> <p>2013年1月 当社入社</p> <p>2013年7月 当社取締役 (現任) (担当)</p> <p>第二事業本部／事業推進本部</p>	19,500株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>森田大輔氏は、ローカルビジネスが必要とするWebマーケティングに対する豊富な経験と知見を有しており、第二事業本部長 兼 事業推進本部長として事業全般を統括しております。豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力と経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断しております。</p>	
3	うだがわ まさゆき 宇田川 政幸 (1976年10月12日)	<p>1999年4月 バーガーミング・ジャパン株式会社入社</p> <p>2001年2月 株式会社ベンチャー・リンク入社</p> <p>2007年10月 株式会社ネットプライスドットコム (現 BEENOS株式会社) 入社</p> <p>2010年12月 每客迎（上海）貿易有限公司創業</p> <p>2011年7月 每客迎（上海）貿易有限公司設立</p> <p>2013年12月 当社入社</p> <p>2015年10月 当社取締役 (現任) (担当)</p> <p>テクノロジー本部</p>	20,500株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>宇田川政幸氏は、ローカルビジネスが必要とするWebマーケティングに対する豊富な経験と知見を有しており、当社の主力サービスである「C-mo」の開発を手掛けるテクノロジー本部を統括しております。豊富な開発経験と実績に基づく優れた経営判断能力と経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断しております。</p>	

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数 (2024年9月30日時点)
4	むこうだ みつひろ 向田 光裕 (1988年3月1日)	<p>2012年2月 有限責任監査法人トーマツ入所</p> <p>2014年5月 シティグループ証券株式会社入社</p> <p>2020年9月 株式会社MATCHA入社</p> <p>2021年6月 エクストリーム-D株式会社入社 執行役員</p> <p>2022年5月 株式会社fundbook入社 執行役員</p> <p>2022年8月 同社取締役</p> <p>2023年5月 当社入社</p> <p>2023年6月 当社執行役員</p> <p>2023年12月 当社取締役（現任） (担当) 経営戦略本部</p>	5,200株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>向田光裕氏は、監査法人での監査業務及び外資系証券会社にてM&A、ファイナンス及びIR案件に従事した後、多数の事業会社においてCFO（最高財務責任者）を歴任しております。経営全般に関する豊富な経験と知見を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断しております。</p>			
5	※ しょうじ もとふみ 庄子 素史 (1974年8月4日)	<p>1998年4月 株式会社オリエンタルランド入社</p> <p>2005年10月 株式会社船井総合研究所入社</p> <p>2006年9月 ソーシャルワイヤー株式会社入社 取締役</p> <p>2019年5月 同社取締役副社長</p> <p>2022年4月 同社代表取締役社長</p> <p>2023年9月 当社入社</p> <p>2023年10月 当社執行役員（現任） (担当) 事業開発本部</p>	3,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>庄子素史氏は、上場企業の創業から海外進出までのグロースを牽引する過程で、海外での経営経験や事業買収、買収後のPMIなどの豊富な経験を有しており、当社の第2、第3の中核となる新規事業の創出に寄与できるものと判断しております。併せて、上場企業の取締役を8年務めて培われた経営判断力や経営執行力により、当社の中長期的な企業価値の向上及びガバナンスの強化が期待できるものと見込んでおります。</p>			

候補者番号	氏りがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数 (2024年9月30日時点)
6	※ 戸所 岳大 (1983年3月22日)	2005年4月 店舗流通ネット株式会社入社 2014年3月 同社執行役員 2017年3月 同社常務執行役員 2020年11月 同社代表取締役社長 2020年11月 TRN Capital Management株式会社取締役 2021年3月 株式会社アニー取締役 2022年4月 TRNシティパートナーズ株式会社取締役 2024年5月 当社入社 2024年6月 当社執行役員（現任） （担当） 第一事業本部／事業推進本部	一株

【取締役候補者とした理由】

戸所岳大氏は、経営者及び取締役として店舗ビジネスに関する深い知見と経験を持ち、当社のローカルビジネス事業強化に貢献することが期待されます。同氏が選任されることで、多角的な事業戦略立案と実行が可能となり新たな収益源の開拓を加速させるとともに、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数 (2024年9月30日時点)
7	ふくだ たかし (1972年9月24日)	<p>1996年4月 第二電電株式会社（現 KDDI株式会社）入社</p> <p>2000年9月 日本キャップジェミニ・アーンストアンドヤング株式会社（現 株式会社クニ工）入社</p> <p>2002年6月 トランスクスモス株式会社入社</p> <p>2004年1月 グローバルナレッジネットワーク株式会社（現 トレノケート株式会社）入社</p> <p>2005年7月 KLab株式会社入社</p> <p>2007年4月 ディップ株式会社入社</p> <p>2010年4月 KLab株式会社復職</p> <p>2013年9月 株式会社アドベンチャー取締役</p> <p>2016年1月 C Channel株式会社取締役CFO</p> <p>2016年11月 グランディール株式会社設立 代表取締役（現任）</p> <p>2018年12月 アップセルテクノロジーズ株式会社 取締役</p> <p>2019年8月 株式会社あどばる取締役</p> <p>2019年12月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2020年4月 株式会社WELCON監査役</p> <p>2020年10月 株式会社ビジュアライズ社外監査役（現任）</p> <p>2023年2月 株式会社GIG取締役（現任）</p> <p>2023年3月 株式会社グローバー取締役（現任）</p> <p>2023年11月 株式会社Gugenka取締役（現任）</p>	8,600株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

福田貴史氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は経営者及び取締役としての知識・経験を有しているほか、財務・経営戦略全般に関するアドバイザリー業務等の経験が豊富であることから、当該知見を活かして取締役の執務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 福田貴史氏は、社外取締役候補者であります。
4. 福田貴史氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会の終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、福田貴史氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意又は重過失に起因する場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、福田貴史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
8. 梶原健氏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社スマイルプラスが保有する株式数も含めて記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数 (2024年9月30日時点)
1	林 宏一 (1967年7月5日)	1991年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2001年2月 株式会社多摩川電子（現 株式会社多摩川ホールディングス）出向 2003年2月 株式会社三井住友銀行復職 2005年5月 株式会社アプレシオ（現 株式会社Aprecio）入社 2007年10月 同社取締役 2011年2月 ビズキューブ・コンサルティング株式会社入社 2011年5月 同社取締役 2016年8月 当社入社 2019年5月 当社取締役（現任）	17,000株

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

林宏一氏は、これまで経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行うとともに、管理本部を統括しておりました。これまで培った豊富な経営経験と実績に基づく優れた経営判断能力を活かして、監査等委員である取締役として経営全般の監視と有効な助言を行うことにより、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数 (2024年9月30日時点)
2	なかやま 中山 (1980年4月3日) しげる 茂	<p>2005年4月 最高裁判所司法研修所入所</p> <p>2006年10月 TMI総合法律事務所入所</p> <p>2011年4月 「知的財産管理技能検定」技能検定委員</p> <p>2015年5月 ボストン大学ロースクール卒業 (LL.M.)</p> <p>2015年9月 ロサンゼルスのLiner LLP勤務</p> <p>2016年6月 TMI総合法律事務所復帰 (現任)</p> <p>2017年12月 当社社外監査役 (現任)</p> <p>2021年4月 Atlas Technologies株式会社社外監査役 (現任)</p>	一株

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

中山茂氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての実務経験を有しており、企業法務に精通していることから、当該知見を活かして取締役の執務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者としたものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数 (2024年9月30日時点)
3	やまぐち 山口 満 (1980年6月30日)	<p>2003年4月 中央青山監査法人入所</p> <p>2005年8月 株式会社山口取締役（現任）</p> <p>2006年10月 PwCアドバイザリー株式会社（現 PwC アドバイザリー合同会社）入社</p> <p>2011年10月 伊藤忠商事株式会社出向</p> <p>2013年10月 プライスウォーターハウスコーパス株 式会社（現 PwCアドバイザリー合同会 社）帰任</p> <p>2014年10月 CPAパートナーズ株式会社設立 代表取締 役（現任）</p> <p>2014年10月 山口公認会計士事務所設立 所長（現任）</p> <p>2015年5月 株式会社CureApp社外監査役（現任）</p> <p>2015年9月 TAXパートナーズ税理士法人設立 代表社 員（現任）</p> <p>2016年6月 株式会社Fusion'z Holdings（現 株式会 社Matchbox Technologies）社外監査 役（現任）</p> <p>2018年3月 株式会社遺伝子治療研究所社外監査役 (現任)</p> <p>2018年12月 エフスコムグローバル株式会社社外監査 役（現任）</p> <p>2019年1月 Dari K株式会社社外監査役</p> <p>2019年12月 当社社外監査役（現任）</p>	2,500株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>山口満氏は、公認会計士としての実務経験を有しており、財務会計に精通しているほか、他社の社外監査役としての経験から企業経営に関する見識を有していることから、当該知見を活かして取締役の執務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者としたものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中山茂氏及び山口満氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中山茂氏は、現在当社の監査役であります。その在任期間は本総会の終結の時をもって7年となります。
4. 山口満氏は、現在当社の監査役であります。その在任期間は本総会の終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、中山茂氏及び山口満氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であり、また林宏一氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、同法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意又は重過失に起因する場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、中山茂氏及び山口満氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の基本報酬等の額は、2019年9月25日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬額を改めて定めることとし、年額200,000千円以内（うち社外取締役は年額30,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当社における第13期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告「3. 会社役員の状況（5）取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更をすることを予定しております。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されると、7名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されると3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬（業績条件型譲渡制限付株式報酬）の付与のための報酬決定の件

当社は、2023年12月22日開催の第12期定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の総額を年額90,000千円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される当社の普通株式の総数を年200,000株以内としてご承認をいただいております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行するため、改めて株式報酬に係る枠を設定したいと存じますが、これを機に役員報酬制度の見直しを行うことといたします。上記の報酬枠に代えて、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めること、並びに対象取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確化し、中長期的な業績の向上に対するコミットメントを更に強化することを目的として、以下のとおり業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することといたく、ご承認をお願いしたく存じます。本議案は、第4号議案としてお願いしております「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」とは別枠としてご承認をお願いするものです。

本議案に基づき、対象取締役に対して業績条件型譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は、金銭報酬債権とし、その総額は年額500,000千円以内といたします。また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年65,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本議案における対象取締役への業績条件型譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であります。第1号議案乃至第3号議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役1名）となり、本制度の対象となる取締役は6名であります。

【本制度の概要】

本制度は、対象取締役に対し、業績条件型譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分（以下「交付」という。）し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

本制度に基づく当社の普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む業績条件型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

1. 謙渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社の取締役会が定める日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

2. 謙渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降当社の取締役会が定める日までの期間（以下「役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める一定の地位にあったこと、及び当社の取締役会が定める期間中の業績目標等（利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他当社の経営方針を踏まえた指標等）を達成したことを条件として、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める一定の地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

3. 本割当株式の無償取得

対象取締役が役務提供期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により取締役その他当社の取締役会で定める一定の地位を退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。また、当社は、上記2. の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 組織再編等における取扱い

上記1. の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものとする。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

5. その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

【ご参考】

本株主総会にて対象取締役に対する本制度の導入についてご承認いただけた場合、当社の執行役員及び従業員に対しても同様の制度を導入する予定です。

以 上

メ モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝浦三丁目12番7号

住友不動産田町ビル 3階

ベルサール田町 ROOM 2

TEL 03-5730-1110



<交通>

JR田町駅 (山手線、京浜東北線)

芝浦口 (東口) 徒歩5分

地下鉄三田駅 (都営浅草線、都営三田線) A4出口

徒歩7分